

平成31年 第1回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成31年1月29日（火）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 9名

会 長	2番	縣 次 男
副 会 長	11番	大 塚 弘 士

委 員	1番	大 津 雄 司
	4番	坂 本 成 一
	5番	高 田 英
	7番	二ノ宮 政 広
	8番	安 部 義 浩
	9番	江 藤 国 子
	10番	小 野 恵美子

4. 欠席委員 6番 麻 生 俊之輔

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第5条の規定による許可の取下げについて

② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

③ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

⑤ 非農地証明の発行について

⑥ 空き家に付随した農地の指定について

⑦ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）

⑧ 農業振興地域整備計画の変更について

⑨ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、課長補佐 生野成美、主幹 長田瑞穂、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成31年 第1回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 4番 坂本 政一委員さんをお願いしたいと思います。宜しくお祈りします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっておりますのでよろしくお祈りします。

■日程 第1 「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」
(議案第1号 1件)

議長

日程第1 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて 1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて、議案朗読説明。

議長

議案1号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思っております。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第2～3号 2件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案2号及び3号については、農地法第3条2項の各号には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

議案2号についてですが、議席番号8番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

8番 安部 義浩 委員

議案2号について説明致します。渡人と受人は親子という事で、渡人が高齢という事で受人に譲りたいという事で贈与という事です。別に問題はないと思います。受人も忙しい時には、いつも帰って手伝いをしているので、農機具等も揃っております。別に問題ないと思います。審議を宜しくをお願いします。

議 長

それでは、議案2号について、皆さんより質疑があればお願いします。
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この2号の案件ですが、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが、議席番号5番 高田 英委員さんより説明をお願いします。

5番 高田 英 委員

議案3号、説明致します。渡人は平成4年から県外へ行かれておりまして、もうこちらに戻って来ないという事で、受人がずっと管理していたそうです。今回、正式に売買の話がまとまったという事で、今回の申請になりました。農地については、一部雑木と耕作していない所があるんですが、受人がそこは切って、柚の木を植えたいという事で、問題ないと思います。宜しくをお願いします。

議 長

議案3号について、皆さんより質疑があればお願いします。
ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この3号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」 (議案第4号 1件)

議 長

日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議案4号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

議長

それでは、議案番号4号ですが、議席番号1番 大津 雄司委員さんより説明をお願いします。

1番 大津 雄司 委員

説明します。資料は1ページからになります。11月の総会の方で、今回の議案がありまして鬼瀬5番1の所有者1名のみでの届出という事で、承認されたかたちではありましたが、県から道を挟んだ農地も駐車場として使用している鬼瀬7番1の所有者の方が入ってまして、改めて11月の承認された件は取下げられまして、再申請する事になりました。内容としては一緒でありまして、借人の駐車場用地になっております。始末書が添付されていますので、大丈夫だと思います。審議を宜しくをお願いします。

議長

議案4号について、皆さんより質疑があればお願いします。
質問はないでしょうか。
(ありません。)

質問がないようなので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第5～6号 2件)

議長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案5号及び6号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題ないと考えます。

議長

議案5号ですが、私(議席番号2番 縣 次男委員)の方から説明します。

2番 縣 次男 委員

資料の4・5ページを見ていただいたら分かるんですけど、周りは全部家が建っているところの田んぼであり、現地を確認しに行きましたけども、水が溜まっているよ

うな池がある程度の土地でした。ここを埋めて駐車場にするという事で、やむを得ないと思いました。何の問題はないと思いますので、皆さん宜しくお願いします。

議 長

議案5号について、質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がないようなので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

議 長

続きまして、議案6号ですが、議席番号8番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

8番 安部 義浩 委員

議案番号6号について説明致します。字図は、8ページからになっております。場所は、県道小挾間・大分線沿いの大分県のぞみ園の前になります。現場に行ってみたのですが、水利の面が悪く畑になっておりました。2年ほど前に、他の方が渡人から土地を得て宅地にしております。別に問題はないと思いますので、審議をお願い致します。

議 長

議案6号について、質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がないようなので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

許可多数の為、この案件 許可相当と認めます。

○日程 第5 「非農地証明の発行について」

(議案7号 1件)

議 長

日程 第5 非農地証明の発行について 1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

議案7号について、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がないようなので、この案件 採決致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 非農地証明を発行致します。

○日程 第6 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案8号 1件)

議 長

日程 第6 空き家に付随した農地の指定について 事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 空き家に付随した農地の指定について、議案朗読説明。

議 長

それでは、この8号について、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がないようですので、この案件 指定してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 空き家の付随農地として指定致します。

○日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定)」

(議案9～13号 5件)

議 長

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定) 5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定)、議案朗読説明。

議 長

議案9号から10号の案件は、継続設定の案件です。一括してご質問を受けたいと思います。質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、議案9号・10号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この9号・10号の案件 承認致します。

続きまして、議案11号ですが、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、議案11号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この11号の案件 承認致します。

続きまして、議案12号ですが、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、議案12号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この12号の案件 承認致します。

続きまして、議案13号ですが、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、議案13号について、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この13号の案件 承認致します。

○日程 第8 「農業振興地域整備計画の変更について」

(箇所番号1～15号 15件)

議 長

日程第8 農業振興地域整備計画の変更について、15件あります。農政課より説明をお願いします。

農 政 課

日程第8 農業振興地域整備計画の変更について、議案朗読説明。

議 長

それでは、箇所番号1番について、質問・意見があればお願いします。

(4番 坂本 成一 委員 挙手)

4番 坂本 成一 委員

箇所番号1ですが、資材置場としては、面積が広すぎると思いますが、どんなものを置く計画ですか。

農 政 課

他の2ヶ所に置いてある資材を一か所に纏めたいということであり、利用計画によりますと、アルミゲージ1450本、鋼管4900本、パネル900枚、ベニヤ板1500枚等です。

議 長

ほかに質問はありませんか

(ありません。)

それでは、箇所番号1番について、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、箇所番号1番について、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号2番について、質問・意見があればお願いします。

(11番 大塚 弘士 委員 挙手)

11番 大塚 弘士 委員

周りが農地であるように見受けられるので、周囲の同意はどうなっていますか。

農政課

2人の地権者がいて、合計7筆が隣接地となっています。隣地同意は、2名の方からいただいています。

議長

ほかに質問はありませんか

(1番 大津 雄司 委員 挙手)

1番 大津 雄司 委員

申し出地の周辺に認定農業者の農地がありますか。かなりの一団の農地がありますので。

農政課

一団の農地があるところなので、県の方に問い合わせをしました。県の考えとしては、隣地の同意があって、申出地への出入りによる他の農地への影響がない場合は、農地転用の可能性がありますので、除外の対象にはなりませんとのことです。

農政課としても除外の申し出があった農地についてすべて除外するというのではなく、一つ一つ吟味して対応しています。

1番 大津 雄司 委員

説明はわかりますが、一団の農地のど真ん中に太陽光発電施設を作るということはいかがなものかと考えます。優良農地もしくは第1種農地をどう取り扱うのか明確にしめされないまま除外をしていくことが疑問に思います。

議長

ほかに質問はありませんか

(ありません。)

それでは、箇所番号2番については、大津雄司委員の意見として「一団の農地（優良農地）に囲まれた案件であるので再検討」という意見を付して答申すべきと考えます。皆さんにお諮りします。皆さんにお諮りします。意見を付して答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、箇所番号2番については、意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号 3 番について、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

箇所番号 3 番について、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、箇所番号 3 番については、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号 4 番について、質問・意見があればお願いします。

(8 番 安部 義浩 委員 挙手)

8 番 安部 義浩 委員

資料の 15 ページですが、航空写真と現況が異なっていて、宅地化が進んでいると思われるのですが、どうにかなりませんか。

農 政 課

資料の航空写真は、10 年前のものでして、委員のご指摘のとおり、現況と合っていないのが実状です。今後は、できるだけ現況に近い状況がわかるように航空写真の上に現況図の貼り付け等を検討し、わかりやすくします。

議 長

ほかに質問はありませんか

(ありません。)

箇所番号 4 番について、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、箇所番号 4 番について、意見をなしとして答申致します。

続きまして、箇所番号 5 番について、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

箇所番号 5 番について、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、箇所番号 5 番について、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号 6 番について、質問・意見があればお願いします。

(農政課 藤川主幹 挙手)

農 政 課

箇所番号 6 番について、追加の説明をいたします。

隣地同意であります。申請地 94 番 2 の北側の 67 番 2、68 番 1、70 番の 3 件からの隣地同意が取れていません。同意できない理由は、農業上の理由ではなく、景観が悪くなるからということです。隣地同意について、農業上の理由以外の理由であれば農地転用の可能性がありますので、今回の議案にあげています。

議 長

農政課より追加の説明がありました。箇所番号 6 番について、質問・意見があればお

願います。

(ありません。)

箇所番号6番について、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、箇所番号6番について、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号7番について、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

箇所番号7番について、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号8番について、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

箇所番号8番について、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号9番について、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

箇所番号9番について、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号10番について、質問・意見があればお願いします。

(4番 坂本 成一 委員)

4番 坂本 成一 委員

箇所番号10番の土地は、私の地元ですか、いつ、だれが、どうして、埋め土をして現況の状態にしたか地権者や近隣住民、県土木などに問い合わせをしたけれどもいずれもわからないという返事が返ってきました。故に一度農地に戻したのちに農振からの除外手続きを行うべきとかんがえます。

議 長

いま、坂本委員さんから一度農地へ復元すべきという意見が出されました。ほかに質問はありませんか

(ありません。)

箇所番号10番について、坂本成一委員の意見として、「再度調査を行ない、地権者等の意向を再確認する」ということを意見として答申したいと考えます。

皆さんにお諮りします。意見を付して答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、箇所番号10番について意見を付して答申致します。

続きまして、箇所番号 1 1 番について、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

箇所番号 1 1 番について、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、箇所番号 1 1 番について、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号 1 2 番について、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

箇所番号 1 2 番について、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、箇所番号 1 2 番について、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号 1 3 番について、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

箇所番号 1 3 番について、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、箇所番号 1 3 番について、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号 1 4 番について、用途変更の案件ですが、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

箇所番号 1 4 番について、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、箇所番号 1 4 番について、意見なしとして答申致します。

続きまして、箇所番号 1 5 番について、用途変更の案件ですが、質問・意見があればお願いします。

(ありません。)

箇所番号 1 5 番について、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、箇所番号 1 5 番について、意見なしとして答申致します。

以上で会議規則第 7 条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。